

24 都市建企第 74 号
平成 24 年 4 月 23 日

28 都市建企第 1219 号
平成 29 年 3 月 31 日

公共建築物における東京都耐震マーク表示制度の運用要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都耐震マーク表示制度の運用において、公的な機関が率先して取り組むことにより、建築物の耐震性能に係る情報を速やかに建築物利用者等に提供し、同制度の普及啓発に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、東京都耐震マーク表示制度要綱（平成 24 年 4 月 23 日付 24 都市建企第 74 号）において使用する用語の例による。

(耐震マークの交付対象とする公共建築物)

第 3 条 この要綱に基づき耐震マークを交付する建築物は、国、都、区市町村、東京都住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構が所有又は管理する建築物（以下「公共建築物」という。）のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく建築物の耐震改修の指針又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく耐震基準（以下「耐震基準」という。）に適合しているものとする。

(公共建築物に対する耐震マークの交付)

第 4 条 都は、耐震基準に適合していることが確認されている建築物として公共建築物の所有者又は管理者の耐震マークの交付の申請があった場合は、当該公共建築物の所有者又は管理者に耐震マークを交付する。

2 都は、公共建築物が耐震基準に適合していると確認した場合は、職権により、当該公共建築物の所有者（建築基準法第 18 条第 18 項の検査済証の受領について、所有者からの委任を受けた者を含む。）又は管理者に耐震マークを交付する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。